

おわりに

「浦安市保育の質のガイドライン」は、日々の保育に関して保育現場で活用し、質の向上をはかるために、令和元年度より事前検討会を立ち上げ、令和2年度「浦安市保育の質のガイドライン策定委員会」及び下部組織の「ワーキンググループ」において、保育に関わる各施設の職員と行政関係者により約1年9か月にわたり、検討議論を重ねてまいりました。

また、専門家によるアドバイスも受け、浦安市における保育の質のガイドラインをここに策定することができました。

浦安市では待機児童解消のため、これまで多くの保育施設の整備を行ってきましたが、数の面での環境整備だけではなく、子どもの健やかな成長発達が保障されるよう子どもを中心に考えることが基本であり、質を確保、向上させていくことを忘れてはなりません。

国が定める「保育所保育指針」等に基づき、保育実践の充実に向けた取り組みが日常的に行われることが重要であり、本ガイドラインの策定にあたり、保育の質の向上のため、改めて多くの意見や議論がなされたことは、大変有意義で大きな意味を持った機会であったと考えています。

本市では「浦安市保育の質のガイドライン」を保育施設の職員間で共有し、保育の検証に活用して保育の質の向上に努めていきます。

また、保護者、地域に対して本市の保育を理解していただくための資料として、さらに保育現場に加え、保育事業者に対しては保育に関する理解の共有が必要であり、本ガイドラインを十分に理解し、保育の質の向上を目指すため積極的に協力いただけることを願います。

最後になりますが、策定にあたりアドバイザーとして様々なご意見をいただきました千葉大学 教育学部教授の砂上史子先生に厚く御礼申し上げます。

また、事前検討会立ち上げに携わった有資格者の行政担当職員や園長をはじめとする保育士の方々、さらに策定委員、ワーキンググループなど、策定に関わったすべての皆様方のご尽力に深く感謝申し上げます。

保育幼稚園課 課長 三代川 潤一